

山口市徳地診療所及び山口市串診療所指定管理者候補者選定結果

- 1 施設の名称 山口市徳地診療所  
山口市串診療所
- 2 指定の期間 令和4年11月1日～令和7年3月31日
- 3 指定管理者候補者選定結果  
公益社団法人 地域医療振興協会  
理事長 吉新 通康  
東京都千代田区平河町二丁目6番3号
- 4 指定管理者候補者の概要（目的、事業内容、事業実績等）  
当該協会は、全国のへき地を中心とした地域保健医療の調査研究及び地域医学知識の啓蒙と普及を行うとともに、地域保健医療の確保と質の向上等、住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与することを目的として設立されている。  
これらの目的を達成するため、医学生に対するへき地医療研修活動の指導のほか、へき地等に勤務する医師の確保等、へき地等の医療を支援する病院等の開設及び運営管理の受託等に係る事業を行っている。
- 5 募集及び選定の経過  
募集要項、仕様書の決定 令和3年7月27日（火）  
受付期間 令和3年9月6日（月）～令和3年9月22日（水）  
現地説明会 令和3年8月25日（水）  
質問書の受付 令和3年8月25日（水）～令和3年9月15日（水）  
選定委員会によるヒアリング及び審査 令和3年10月13日（水）
- 6 指定管理者応募団体  
公益社団法人 地域医療振興協会
- 7 選定の方法
  - (1) 選定委員会委員  
中川 孝 健康福祉部長（委員長）  
末田 一志 健康福祉部次長  
受田 美智子 健康増進課長  
板垣 幸男 山口市自治会連合会  
宮崎 睦子 山口大学医学部附属病院 医療人育成センター准教授  
吉村 眞理 山口県立大学看護栄養学部准教授
  - (2) 提出書類の確認  
応募団体からの提出書類については、募集要項に定める応募の資格等を満たし、適正に記載されていることを確認しました。
  - (3) 応募団体ヒアリング  
応募団体に対し、応募団体ヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明を受けた後、質疑応答を行いました。

実施日 令和3年10月13日（水）  
 場 所 市役所会議室棟会議室C  
 要 領 30分間のプレゼンテーション及びヒアリング

(4) 審査内容

提案内容の審査については、応募団体の指定申請等の書類及びヒアリングの内容を基に、選定委員会において指定管理者候補者選定基準（別紙）に掲げる評価項目ごとに評価を行い、得られた各委員の点数を合算したものを得点としました。

当該得点が、総配点の6割とした基準点を上回ることを条件に、候補者の選定を行いました。

8 選定結果の概要

評価項目	配点	委員数	総配点	公益社団法人 地域医療振興協会
管理運営能力	30	6	180	174
管理運営の考え方の理解	20	6	120	99
診療所の効果的な管理の実現等	40	6	240	220
収支計画等	10	6	60	60
総 計	100	6	600	553
基 準 点	—	—	360	

9 講評

山口市徳地診療所及び山口市串診療所は、初期救急医療をはじめ、在宅患者の急変時の対応等、へき地である徳地地域における地域医療の充実及び住民の健康の保持増進のため、大きな役割を担います。そこで、指定管理者になろうとする団体を、施設の設置目的や性格を踏まえ、（別紙）指定管理者候補者選定基準に基づき審査しました。

公益社団法人 地域医療振興協会は、これらの審査事項について、診療所事業における実績、安定的に運営できる知見と経営能力及び指定管理業務を行っていくために十分な人的基盤を有するとともに、提案にあった、地域住民が安心して暮らす上で必要とされる医療の安定的な提供をはじめ、超高齢社会における地域の保健、医療、福祉の支援体制の整備、看護・福祉系学部との連携による医療従事者の育成に取り組まれるなど、良質な医療の長期安定的な提供が期待できます。

また、巡回診療車による無医地区への巡回診療を提案されるなど、徳地地域全体の医療提供体制を総括する拠点型診療所としての機能も期待できます。

さらに、収支計画等から、診療所を安定的に管理運営できる財政的基盤を有していると評価しました。

以上の点を踏まえ、総合的に判断した結果、公益社団法人 地域医療振興協会を山口市徳地診療所及び山口市串診療所の指定管理者の候補者として選定します。

(別紙) 指定管理者候補者選定基準

評価の視点	配点
<b>1 管理運営能力</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・診療所事業における実績を有し、徳地診療所等を継続的、安定的に運営できる知見と経営能力があるか（15点）</li><li>・長期間安定的な診療所運営（指定管理業務）を行っていくために十分な人的基盤を有しているか、又は確保の実現性が高いか（15点）</li></ul>	30点
<b>2 管理運営の考え方の理解</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・診療所の設置目的や位置付け等への十分な理解の下、それらに適合した診療所運営の理念や基本方針を有しているか（5点）</li><li>・診療所の利用に関し、平等利用の考え方が明確となっているか（5点）</li><li>・利用に際しては、障がい者への配慮等、具体的な対応方法が明確となっているか（5点）</li><li>・個人情報保護のための適切な措置が取られているか、そのほかの法令順守について配慮されているか（5点）</li></ul>	20点
<b>3 診療所の効果的な管理の実現等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・診療所の管理責任者及び管理体制が明確であり、職員の配置が適切であるか（10点）</li><li>・診療所の維持管理計画において、緊急時の迅速な対応等の危機管理体制が整備されており、診療所の安全で適切な管理体制が確立されているか（10点）</li><li>・利用者の満足度向上を図る取組が、提案されているか（10点）</li><li>・団体の経営に係る知識や経験を診療所の管理運営に活かす提案が、行われているか（10点）</li></ul>	40点
<b>4 収支計画等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者が、管理を安定して行う財政的基盤を有しているか（5点）</li><li>・収支計画の算出根拠は、明確で妥当なものか（5点）</li></ul>	10点
合 計	100点